

## 国民健康保険税率等について（答申案）

令和 8 年 1 月 21 日付け都保第 1799 号で諮問のありました標記の件について慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。

### 記

#### 1. 令和 8 年度の国民健康保険税率等について

令和 8 年度の国民健康保険税率については、都城市国民健康保険運営基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

##### （1）基礎課税分

所得割	10.22%
均等割	25,900 円
平等割	21,500 円

##### （2）後期高齢者支援金等課税分

所得割	3.16%
均等割	9,000 円
平等割	7,000 円

##### （3）介護納付金課税分

所得割	2.81%
均等割	8,400 円
平等割	6,000 円

##### （4）子ども・子育て支援納付金課税分

所得割	0.32%
均等割	1,000 円
〃	100 円(18 歳以上)
平等割	600 円